



宮 崎 県 公 報

平成24年1月12日(木曜日) 第 2352 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障害福祉課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2	

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 3	

公 告

○地域森林計画の策定……………(森林経営課) 4	
○地域森林計画の変更……………(“) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商業支援課) 4	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(“) 6	

監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6	
--------------------------	--

告 示

宮崎県告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムドヴィータ	宮崎県宮崎市大橋3丁目164番地 コアマンションルネス大橋1208号	きらり薬局	宮崎県えびの市小田867-4	平成23年12月15日

宮崎県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社豊和会	宮崎県児湯郡高鍋町北	おとんおかの家居宅	宮崎県児湯郡高鍋町北	平成23年12月1日

高鍋1089番地	介護支援事業所	高鍋1089番地	
----------	---------	----------	--

宮崎県告示第16号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションやわらぎ	宮崎市	宮崎市大字小松1119	宮崎市大字小松1133	平成23年12月18日

宮崎県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市田野町権現谷乙1012-6、乙1012-17、乙1130-5
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 1 月12日から平成24年 1 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字見立字上野原2520番5地先から同郡同町同大字同字2520番5地先まで	旧	9.4 ~ 15.6	18.0
				新	12.2 ~ 15.6	18.0

宮崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 1 月12日から平成24年 1 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南鷹尾町1988番303地先から同市鷹尾五丁目4312番5地先まで	旧	12.0 ~ 13.8	303.4
				新	14.4 ~ 27.0	303.4

宮崎県告示第20号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 1 月12日から平成24年 1 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高千穂線	西臼杵郡日之影町大字七折字上顔3200番1地先から同郡同町同大字同字3200番1地先まで	旧	8.0 ~ 8.0	7.3
				新	10.5 ~ 11.4	7.3

宮崎県告示第21号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 1 月12日から平成24年 1 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字見立字上野原2520番5地先から同郡同町同大字同字2520番5地先まで	平成24年 1 月12日

宮崎県告示第22号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 1 月12日から平成24年 1 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高千穂線	西臼杵郡日之影町大字七折字上顔3200番1地先から同郡	平成24年 1 月12日

同町同大字
同字3200番
1地先まで

宮崎県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年1月12日から平成24年1月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓線	宮崎市大字糸原字内ノ丸2151番3地先から同市同大字字下向2593番地先まで	平成24年1月20日

宮崎県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	西鹿狩瀬谷川	10-203-1-079	土 石 流
	松山第5	I-1-2143	急傾斜地の崩壊
	松山第8	II-1-7364	急傾斜地の崩壊
	松山第10	II-1-7425	急傾斜地の崩壊
	松山12	II-1-7427	急傾斜地の崩壊
	平野沢	10-426-2-004	土 石 流
	八幡森第2	II-1-2216	急傾斜地の崩壊
	下鹿川3	II-1-7642	急傾斜地の崩壊

下鹿川4	II-1-7643	急傾斜地の崩壊
儀長畑沢	10-428-2-002	土 石 流
俺田沢	10-428-2-003	土 石 流
瀬越	I-1-1780	急傾斜地の崩壊
奥川内	I-1-1784	急傾斜地の崩壊
梅木	I-1-3716	急傾斜地の崩壊
桑の木水流	II-1-7899	急傾斜地の崩壊
蔵原	II-1-7900	急傾斜地の崩壊
梅木水流1	II-1-7901	急傾斜地の崩壊
佐土河内	II-1-7905	急傾斜地の崩壊
八戸谷川	10-427-1-031	土 石 流
河原内山	I-1-1708	急傾斜地の崩壊
八戸	I-1-1732	急傾斜地の崩壊
下八戸	I-1-1741	急傾斜地の崩壊
八戸1	II-1-7789	急傾斜地の崩壊
八戸2	II-1-7790	急傾斜地の崩壊
西上水流沢	10-426-1-034	土 石 流
東上水流沢	10-426-1-035	土 石 流
東上水流沢-新①	10-426-1-035 新①	土 石 流
川水流第3	I-1-3690	急傾斜地の崩壊
川水流第4	I-2-0253	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年1月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と なる 自 然 現 象 の 種 類
延 岡 市	西鹿狩瀬谷川	10- 203- 1 - 079	土 石 流
	松 山 第 5	I - 1 - 2143	急傾斜地の崩壊
	松 山 第 8	II - 1 - 7364	急傾斜地の崩壊
	松 山 第 10	II - 1 - 7425	急傾斜地の崩壊
	松 山 12	II - 1 - 7427	急傾斜地の崩壊
	平 野 沢	10- 426- 2 - 004	土 石 流
	八幡森第 2	II - 1 - 2216	急傾斜地の崩壊
	下 鹿 川 3	II - 1 - 7642	急傾斜地の崩壊
	下 鹿 川 4	II - 1 - 7643	急傾斜地の崩壊
	俺 田 沢	10- 428- 2 - 003	土 石 流
	瀬 越	I - 1 - 1780	急傾斜地の崩壊
	奥 川 内	I - 1 - 1784	急傾斜地の崩壊
	梅 木	I - 1 - 3716	急傾斜地の崩壊
	桑の木水流	II - 1 - 7899	急傾斜地の崩壊
	蕨 原	II - 1 - 7900	急傾斜地の崩壊
	梅木水流 1	II - 1 - 7901	急傾斜地の崩壊
	佐土河内	II - 1 - 7905	急傾斜地の崩壊
	八 戸 谷 川	10- 427- 1 - 031	土 石 流
	河 原 内 山	I - 1 - 1708	急傾斜地の崩壊
	八 戸	I - 1 - 1732	急傾斜地の崩壊
下 八 戸	I - 1 - 1741	急傾斜地の崩壊	
八 戸 1	II - 1 - 7789	急傾斜地の崩壊	
八 戸 2	II - 1 - 7790	急傾斜地の崩壊	
西上水流沢	10- 426- 1 - 034	土 石 流	
東上水流沢	10- 426- 1 - 035	土 石 流	

川水流第 3	I - 1 - 3690	急傾斜地の崩壊
川水流第 4	I - 2 - 0253	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第 249号)第 5 条第 1 項の規定により、次の地域森林計画を平成23年12月22日付けで定めたので公表する。

平成24年 1 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称
一ツ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間
平成24年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県児湯農林振興局
- 4 申立てがあった意見の要旨
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果
なし

森林法(昭和26年法律第249号)第 5 条第 5 項の規定により、次の地域森林計画を平成23年12月22日付けで変更したので公表する。

平成24年 1 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地域森林計画の名称
大淀川地域森林計画、五ヶ瀬川地域森林計画、広渡川地域森林計画及び耳川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県東臼杵農林振興局及び宮崎県児湯農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果
なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年 1 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ都北店
都城市都北町5980番地 外 9 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

<p>人にあつては代表者の氏名 有限会社サン・ライズ 代表取締役 園田陽一 都城市上川東二丁目7号15番地</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,851㎡ (変更後) 1,885㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 南側建物西側 (No.1)</td><td>130㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.2)</td><td>118㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>248㎡</td></tr> <tr><td>(変更後) 南側建物西側 (No.1)</td><td>130㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.2)</td><td>120㎡</td></tr> <tr><td>南側建物北側 (No.3)</td><td>31.5㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>281.5㎡</td></tr> </table> <p>② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 南側建物南側 (No.1)</td><td>5.9㎡</td></tr> <tr><td>南側建物南側 (No.2)</td><td>10.8㎡</td></tr> <tr><td>南側建物南側 (No.3)</td><td>8.3㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.4)</td><td>2.7㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.5)</td><td>0.35㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.6)</td><td>0.32㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28.37㎡</td></tr> <tr><td>(変更後) 南側建物南側 (No.1)</td><td>19.36㎡</td></tr> <tr><td>南側建物南側 (No.2)</td><td>14.96㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.3)</td><td>2.7㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.4)</td><td>0.35㎡</td></tr> <tr><td>北側建物西側 (No.5)</td><td>0.32㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td>37.69㎡</td></tr> </table> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 荷さばき施設 (No.1)</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No.2)</td><td>午前6時～午後6時</td></tr> <tr><td>(変更後) 荷さばき施設 (No.1)</td><td>午前6時～午後10時</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No.2)</td><td>午前6時～午後6時</td></tr> <tr><td>荷さばき施設 (No.3)</td><td>午前6時～午前10時</td></tr> </table> <p>4 変更する年月日 平成24年8月23日</p> <p>5 変更する理由 営業施策のため</p> <p>6 届出年月日 平成23年12月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成24年1月12日から平成24年5月14日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p>	(変更前) 南側建物西側 (No.1)	130㎡	北側建物西側 (No.2)	118㎡	合計	248㎡	(変更後) 南側建物西側 (No.1)	130㎡	北側建物西側 (No.2)	120㎡	南側建物北側 (No.3)	31.5㎡	合計	281.5㎡	(変更前) 南側建物南側 (No.1)	5.9㎡	南側建物南側 (No.2)	10.8㎡	南側建物南側 (No.3)	8.3㎡	北側建物西側 (No.4)	2.7㎡	北側建物西側 (No.5)	0.35㎡	北側建物西側 (No.6)	0.32㎡	合計	28.37㎡	(変更後) 南側建物南側 (No.1)	19.36㎡	南側建物南側 (No.2)	14.96㎡	北側建物西側 (No.3)	2.7㎡	北側建物西側 (No.4)	0.35㎡	北側建物西側 (No.5)	0.32㎡	合計	37.69㎡	(変更前) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時	荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後6時	(変更後) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時	荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後6時	荷さばき施設 (No.3)	午前6時～午前10時	<p>(2) 期間 平成24年1月12日から平成24年5月14日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成24年1月12日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき都北店 都城市都北町6400-1 外</p> <p>2 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,350㎡ (変更後) 1,425㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 建物南東側 (No.1)</td><td>84台</td></tr> <tr><td>建物北東側 (No.2)</td><td>13台</td></tr> <tr><td>敷地外西側駐車場 (No.3)</td><td>27台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>124台</td></tr> <tr><td>(変更後) 建物南東側 (No.1)</td><td>80台</td></tr> <tr><td>建物北東側 (No.2)</td><td>10台</td></tr> <tr><td>敷地外西側駐車場 (No.3)</td><td>34台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>124台</td></tr> </table> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 建物南東側 (No.1)</td><td>10台</td></tr> <tr><td>建物北東側 (No.2)</td><td>15台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>25台</td></tr> <tr><td>(変更後) 建物東側 (No.1)</td><td>25台</td></tr> <tr><td>建物北東側 (No.2)</td><td>10台</td></tr> <tr><td>建物南側 (No.3)</td><td>6台</td></tr> <tr><td>敷地東側 (No.4)</td><td>4台</td></tr> <tr><td>合計</td><td>45台</td></tr> </table> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="0"> <tr><td>(変更前) 生活協同組合コープみやざき</td><td></td></tr> <tr><td>開店時刻</td><td>午前10時</td></tr> <tr><td>閉店時刻</td><td>午後8時</td></tr> <tr><td>前田利弘</td><td></td></tr> <tr><td>開店時刻</td><td>午前10時</td></tr> <tr><td>閉店時刻</td><td>午後8時</td></tr> <tr><td>(変更後) 生活協同組合コープみやざき</td><td></td></tr> <tr><td>開店時刻</td><td>午前10時</td></tr> <tr><td>閉店時刻</td><td>午後9時30分</td></tr> </table>	(変更前) 建物南東側 (No.1)	84台	建物北東側 (No.2)	13台	敷地外西側駐車場 (No.3)	27台	合計	124台	(変更後) 建物南東側 (No.1)	80台	建物北東側 (No.2)	10台	敷地外西側駐車場 (No.3)	34台	合計	124台	(変更前) 建物南東側 (No.1)	10台	建物北東側 (No.2)	15台	合計	25台	(変更後) 建物東側 (No.1)	25台	建物北東側 (No.2)	10台	建物南側 (No.3)	6台	敷地東側 (No.4)	4台	合計	45台	(変更前) 生活協同組合コープみやざき		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時	前田利弘		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時	(変更後) 生活協同組合コープみやざき		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後9時30分
(変更前) 南側建物西側 (No.1)	130㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.2)	118㎡																																																																																																				
合計	248㎡																																																																																																				
(変更後) 南側建物西側 (No.1)	130㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.2)	120㎡																																																																																																				
南側建物北側 (No.3)	31.5㎡																																																																																																				
合計	281.5㎡																																																																																																				
(変更前) 南側建物南側 (No.1)	5.9㎡																																																																																																				
南側建物南側 (No.2)	10.8㎡																																																																																																				
南側建物南側 (No.3)	8.3㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.4)	2.7㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.5)	0.35㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.6)	0.32㎡																																																																																																				
合計	28.37㎡																																																																																																				
(変更後) 南側建物南側 (No.1)	19.36㎡																																																																																																				
南側建物南側 (No.2)	14.96㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.3)	2.7㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.4)	0.35㎡																																																																																																				
北側建物西側 (No.5)	0.32㎡																																																																																																				
合計	37.69㎡																																																																																																				
(変更前) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時																																																																																																				
荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後6時																																																																																																				
(変更後) 荷さばき施設 (No.1)	午前6時～午後10時																																																																																																				
荷さばき施設 (No.2)	午前6時～午後6時																																																																																																				
荷さばき施設 (No.3)	午前6時～午前10時																																																																																																				
(変更前) 建物南東側 (No.1)	84台																																																																																																				
建物北東側 (No.2)	13台																																																																																																				
敷地外西側駐車場 (No.3)	27台																																																																																																				
合計	124台																																																																																																				
(変更後) 建物南東側 (No.1)	80台																																																																																																				
建物北東側 (No.2)	10台																																																																																																				
敷地外西側駐車場 (No.3)	34台																																																																																																				
合計	124台																																																																																																				
(変更前) 建物南東側 (No.1)	10台																																																																																																				
建物北東側 (No.2)	15台																																																																																																				
合計	25台																																																																																																				
(変更後) 建物東側 (No.1)	25台																																																																																																				
建物北東側 (No.2)	10台																																																																																																				
建物南側 (No.3)	6台																																																																																																				
敷地東側 (No.4)	4台																																																																																																				
合計	45台																																																																																																				
(変更前) 生活協同組合コープみやざき																																																																																																					
開店時刻	午前10時																																																																																																				
閉店時刻	午後8時																																																																																																				
前田利弘																																																																																																					
開店時刻	午前10時																																																																																																				
閉店時刻	午後8時																																																																																																				
(変更後) 生活協同組合コープみやざき																																																																																																					
開店時刻	午前10時																																																																																																				
閉店時刻	午後9時30分																																																																																																				

前田利弘

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時30分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 9 時30分～午後10時

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 敷地東側 2 箇所 (出入口 2 箇所)

敷地南西側 1 箇所 (出入口 1 箇所)

敷地北側 1 箇所 (出入口 1 箇所)

敷地外西側駐車場東側 2 箇所 (出入口 2 箇所)

合計 6 箇所

(変更後) 敷地東側 2 箇所 (出入口 2 箇所)

敷地南西側 1 箇所 (出入口 1 箇所)

敷地南東側 1 箇所 (出入口 1 箇所)

敷地北側 1 箇所 (出入口 1 箇所)

敷地外西側駐車場東側 2 箇所 (出入口 2 箇所)

合計 7 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時～午後 7 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

3 変更する年月日

平成24年 8 月17日

4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀

宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀

宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号

前田利弘

都城市北原町30-22

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

建物北西側 (No. 1) 448.6㎡

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北西側 (No. 1) 24.3㎡

建物内北西側 (No. 2) 8.1㎡

敷地北西側 (No. 3) 13.2㎡

敷地北西側 (No. 4) 13.0㎡

敷地北西側 (No. 5) 14.9㎡

合計 73.5㎡

5 届出年月日

平成23年12月16日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年 1 月12日から平成24年 5 月14日まで

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成24年 1 月12日から平成24年 5 月14日まで

8 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、国富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 1 月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン国富店・ごちそう工房サンリッチ 東諸県郡国富町大字本庄字浄知院1716番 1 外

2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年 1 月12日から平成24年 2 月13日まで

監査委員公告

平成23年 9 月 1 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 1 月12日

宮崎県監査委員 宮本 尊

宮崎県監査委員 山口 博

宮崎県監査委員 外山 衛

宮崎県監査委員 宮原 義久

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 消費生活センター

【監査の結果】

旅費について、宿泊料の調整誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

監査終了後、6 月 3 日に過払いのあつた職員 2 名に対し、納入の告知を行った。その後、6 月 8 日に納入されたことを確認した。

今後は、旅費事務などの会計事務に関するチェック体制をさらに充実させ、二度と同様の誤りがないよう再発防止に努める

。	<p>整理の推進に努めているところである。</p> <p>今後とも、市町村と一体となった個人県民税の徴収対策に取り組みとともに、その他の税目についても、早期の計画的な滞納整理に取り組み、県税収入未済額の圧縮に努めて参りたい。</p>
(2) 税務課	(5) 日向県税・総務事務所
<p>【監査の結果】</p> <p>県税収入について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望まれる。（要望事項）</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>① 県税の窓口収納について、収納すべき額を誤って受領していた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>② 個人県民税徴収取扱費交付金等について、支出負担行為の整理時期を誤っているものが見受けられた。</p> <p>また、予算執行伺をせずに交付決定を行っているものがあった。留意を要する。（注意事項）</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>平成22年度の収入未済額は、前年度と比較し 9,802万円余縮減したが、法人事業税の一定割合を国税とし、県に再配分する地方法人特別税の平年度化等により、県税全体の調定額が減少したため、収入未済率は0.07ポイント増加することとなった。</p> <p>特に、県税収入未済額の多くを占める個人県民税については、税源移譲後、収入未済額が増加していることから、市町村との連携をより一層密にし、徴収引継ぎや併任人事交流等を継続・実施していくとともに、平成23年度からは、特別徴収の適正化を推進すべく、県においても本格的な取組みを進めているところである。</p> <p>今後とも、滞納整理の早期着手や滞納処分の的確な実施に努めるとともに、収入未済額の圧縮を図って参りたい。</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>① 県税窓口において収納を行う際は、可能な限り複数の職員で対応するなど金額の入念な確認を行うとともに、納税者にも金額の確認を行うこととした。</p> <p>② 監査指摘後は、交付決定するときに支出負担行為として整理するとともに、予算執行伺後に交付決定するよう徹底した。</p> <p>今後は、決裁時の確認を徹底するなど財務規則等に基づいた適正な事務処理に努める。</p>
(3) 日南県税・総務事務所	(6) 西臼杵支庁
<p>【監査の結果】</p> <p>住居手当について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>扶養手当について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。（指摘事項）</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>住居手当の過払いについては、平成23年7月25日に該当職員の戻入を完了した。</p> <p>今後、給与条例等に基づき適正な事務処理に努める。</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>扶養手当の過払いについては、平成23年7月22日に戻入を完了した。</p> <p>今後は、転入職員について、既認定部分についても逐一状況を把握し入念に精査するなど、チェック体制の強化を図るとともに、給与条例等に基づく適正な事務処理に努める。</p>
(4) 高鍋県税・総務事務所	(7) 福祉保健課
<p>【監査の結果】</p> <p>県税収入について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（指摘事項）</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>① 福祉総合センターに設置された自動販売機について、電気料を設置者から徴収していなかった。善処を要する。（指摘事項）</p> <p>② フルカラー複合機保守及び消耗品等供給代金について、予算執行伺額を超える支出がされていた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>③ 福祉サービス運営適正化推進事業費補助金等について、経費の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>当事務所の県税収入未済額は、前年度に比べ 736万円余、収入未済率にして 0.9ポイント増加しているが、これは当年度発生した口蹄疫の影響もあり、個人県民税の収入未済額が 1,314万円余増加したことが最大の要因である。</p> <p>個人県民税については、平成19年度の税源移譲後、収入未済額が増加傾向にあり、このため、管内市町村との徴収対策会議を開催し、税収確保に関する情報の共有化を図るとともに、併任人事交流や地方税法第48条の規定に基づく徴収引継を行うなど、徴収対策の強化に取り組んでいるところである。</p> <p>また、自動車税をはじめとするその他の税目についても、早期の滞納整理に取り組み、自主的な納税が望めない案件については預金や給与等の債権差押えを行うなど、迅速で的確な滞納</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>① 福祉総合センターには、福祉関係 4 団体が設置者となっている飲料関係の自動販売機（5 台）が、行政財産の目的</p>

外使用許可を受け、使用料を支払って設置されているが、実費電気料を徴収していなかったものである。

自動販売機の設置者から電気料を徴収するためには、電気使用料計量用の個別メーターを設置し、各自動販売機の使用電気料を計測する必要があるため、設置者に対して自動販売機毎の電気使用料計量用の個別メーターの設置を求めた後、実費電気料を設置者から徴収する。

- ② 平成23年2・3月分のフルカラー複合機保守及び消耗品供給代金の請求書を受領して支出事務を行う際、予算執行同額の残額がないことに気づき、変更予算執行伺と支出命令書を作成し、同時に決裁を受けようとした。

その際、変更予算執行伺を当初の予算執行伺の後ろに綴じ込んで回覧したため、結果的に変更予算執行伺の決裁は行われず、支出命令書のみ決裁を受けて支出したものである。

今後、財務規則に基づき予算執行伺の決裁後、支出命令書の決裁を受け支出することを厳守するよう指導し、担当内での相互チェックの徹底を図った。

- ③ 今後は、補助事業者が事業内容の変更を行う場合は、変更計画書等を確実に徴した上で、変更交付決定手続を適正に行っていくこととし、交付先にも指導を徹底することとした。

(8) 医療業務課

【監査の結果】

看護師等修学資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

【講じた措置】

債務者に対し、福祉子どもセンターに配置している債権管理事務嘱託員の活用等により、督促や計画的な返納指導(文書・電話・訪問)を実施するとともに、債務者の生活状況を踏まえ、必要に応じ分割納入の措置を執るなど個々のケースに応じた納入指導を徹底し、収入促進に努める。

また、現年度分に係る滞納について、初期段階での納入指導を徹底し未済額の増加防止に努める。

(9) 障害福祉課

【監査の結果】

- ① 障がい者自立支援基盤整備事業補助金について、交付決定事務が遅れるなど交付決定手続が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)
- ② 医療保護患者等移送業務委託等について、契約書の作成が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今後、障がい者自立支援基盤整備事業補助金について、具体的な業務作業等の見直しを行う等により、交付決定手続の遅れなどが生じないよう改善を図ることとした。
- ② 今後、業務委託については、業務の遅延がないよう、必

要な契約書の作成が行われているか、年度当初に点検を行うなど、改善を図る。

(10) こども家庭課

【監査の結果】

- ① 旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ② 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望まれる。(要望事項)
- ③ 寡婦福祉貸付金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望まれる。(要望事項)

【講じた措置】

① 旅行雑費が重複して支給されていたのは、手書きの「旅行命令書(公用車使用等)」とパソコン処理の「旅行命令書」の照合が不十分であったため生じたものである。
 なお、当案件に係る旅行雑費は、事実確認後、速やかに戻入手続を行い、該当職員の戻入を完了済みである。
 今後は、このようなことがないよう内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。

② 各福祉子どもセンターにおいては、債権管理事務嘱託員が債務者宅へ家庭訪問等を行っていることに加え、定期的に未収金対策会議を開催し、未収金徴収強化月間を設定するなど、センター全体での取り組みを展開するとともに、引き続き、経済情勢の悪化により生活が困窮している滞納者については、個々のケースに応じたきめ細かな説明や納入指導を行い、納入に関する意識を啓発し、収入未済額の減少に努める。

なお本課においては、平成23年7月に子ども政策局長や各福祉子どもセンター所長による、未収金対策に係る連絡会議を開催し、未収金発生の予防、個々のケースに応じた納入指導の徹底など、本課と出先機関が一丸となり、収入促進の取組みを徹底することを再確認したところである。

③ 寡婦福祉資金貸付金については、各福祉子どもセンター所長等で構成される貸付制度運用対策会議等において、制度の適正運用と償還指導の徹底を図っているところである。
 今後とも、「母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領」に基づき、母子寡婦福祉資金システムの効果的な活用を図りながら、未収金の発生防止及び収納促進の取組強化に努めていく。

(11) 中央福祉子どもセンター

【監査の結果】

- ① 公有財産使用料について、調定の時期及び納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

- ③ 住宅手当緊急特別措置事業に係る住宅手当について、支出負担行為の整理時期を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ④ 非常勤職員の報酬について、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 指摘のあった公有財産使用料は、自動販売機敷使用料及び電柱敷使用料である。

本来、4月1日に調定し4月30日を納入期限とするべきところを、4月23日に調定、5月14日を納入期限としていたもので、今後は財務規則に基づき、適切な処理を行うこととした。

- ② 福祉関係未収金対策会議を定期的で開催し、個別事例の滞納状況や徴収体制について協議し、役割分担に従い効率的な徴収指導を行っている。

また、未収金徴収強化月間を年3回設定し、職員と債権管理事務嘱託員が訪問することにより、今後とも引き続き未収金の徴収促進に努める。

さらに、未収金の原因になりやすい遡及年金等の受給の把握については、被保護世帯に対して収入申告を的確に行うよう指導するとともに、年金調査や課税状況調査を適期に実施し、その進捗状況を管理し、収入額の早期把握と滞納の発生防止に努める。

- ③ 今回の指摘については、年度末の3月31日に支給申請を受け付け、その後、支給決定を行い支出負担行為を処理したため4月の整理となったものである。

このため、年度末における支出事務について関係職員に対する徹底した周知を図り、今後、支出負担行為の整理時期については、財務規則に基づく適正な処理に努めることとした。

- ④ 指摘のあった報酬は、心理判定相談員1名、知的障害者受付相談員1名に係るものである。心理判定相談員については、平成22年8月に40分の欠勤があり、知的障害者受付相談員も同月に3時間の欠勤があったが、欠勤時間分の金額を差し引かず、1日分の報酬を支給していた。

対策として、各担当リーダーが非常勤職員勤務実績表を作成する際には、休暇処理簿・出勤簿の照合を確実にを行い、今後このような誤りのないよう周知徹底した。

なお、報酬過払い分は、監査後直ちに戻入処理を行い、平成23年7月1日に両者とも納入した。

(12) 南部福祉子どもセンター

【監査の結果】

母子福祉貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

【講じた措置】

母子福祉貸付金等については、滞納者に対する夜間の家庭訪問、電話による徴収や納入指導を毎月実施するとともに、強化月間を年3回設けて納入指導の強化を図っており、センター全体で定期的で開催する債権管理対策会議において滞納状況の確

認や滞納ケースの対応等を検討するなど未収金に対する共通認識を徹底してきた。

さらに、口座振替の勧奨や負担金決定事務をより迅速に行うなど、滞納防止対策も併せて講じてきた。

今後も、センター全体での共通認識を徹底するとともに、債権管理事務嘱託員や母子自立支援員をより活用するなどし、個々のケースに応じたきめ細かな説明や効果的な納入指導を行い、納入に関する意識の啓発と収入未済額の減少に努める。

(13) 北部福祉子どもセンター

【監査の結果】

障がい者自立支援給付費等負担金について、支出負担行為の整理時期を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今後、支出負担行為の整理時期を誤ることがないように内部チェックを十分にを行い、適正な事務処理に努めることとした。

(14) 児湯福祉事務所

【監査の結果】

- ① 生活保護費返還金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

- ② 非常勤職員に係る出勤簿等について、整理の不十分なものが散見された。

また、報酬について過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 生活保護費返還金については、未収金対策会議を随時開催して、債権状況の確認と個別の対応策を協議し、年3回の収入促進強化月間を中心に電話や訪問による返還指導を強化する。また、被保護者に係る年金調査や課税状況調査等を適期に実施し、収入未済の原因となる遡及年金等の受給状況の早期把握に努める。

母子寡婦福祉資金貸付金については、償還会議を毎月開催し、滞納状況の確認や個別の対応策を協議するとともに、年3回の償還指導強化月間を中心に納入指導を強化する。

- ② 出勤簿については、年休の記載の整理等を行い所要の改善を図った。

また、非常勤職員1名分の報酬の過払い分については、7月6日に調定し、納付書を対象職員に送付、7月8日に全額納入済みである。

今後は、非常勤職員等の服務規程に従って適正な処理を行うこととした。

(15) 中央保健所

【監査の結果】

移動観覧席保守点検業務委託について、委託期間終了前に委

<p>託料の全額を支払っていた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>本件は、当該契約の業務処理要領に記載されている、『不具合が生じた場合に行われる臨時点検』の保守業務は、契約内容にはないと誤認していたため、定期点検が終了し結果報告を受けた後、委託料の全額を支払ったものである。</p> <p>次回からは、臨時点検を外した定期点検のみの契約内容に変更し、不具合が生じた都度、別途、修理点検を依頼することとした。</p>	<p>(19) 林業技術センター</p> <p>【監査の結果】</p> <p>住居届について、届出書類のないものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>指摘事項については、速やかに住居届を再作成し、当初の認定と相違ないことを確認した。</p> <p>今後は、異動関係書類の受け渡しについてチェック体制の強化を図るとともに、適正文書管理に努める。</p>
<p>(16) 高鍋保健所</p> <p>【監査の結果】</p> <p>納入通知書又は直接収納によるべき手数料について、証紙により収納しているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>収入証紙条例等に基づき、当所において証紙で収納できる証明手数料の一覧表を作成し、各担当職員に配布することで適正な事務処理を行うこととした。</p>	<p>(20) 工業支援課</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 物品の管理について、業務委託により取得した物品の受入手続が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）</p> <p>② 公用車の管理について、道路運送車両法に定められた定期点検整備を実施していなかった。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 当該物品については、県財産として登録の上、委託先への無償貸付けを行った。</p> <p>今後は、適正な手続がなされるようチェックを徹底することとした。</p> <p>② 指摘のあった22年度分の法定定期点検整備（12ヵ月定期点検）については、速やかに実施した。</p> <p>今後は、確実に実施するために、運行管理簿に次回の法定定期点検や車検の日程を明記するとともに、公用車予約表に法定点検等の期日を事前登録することとした。</p>
<p>(17) こども療育センター</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 地下埋設物に係る公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）</p> <p>② 準公金について、会計事務取扱規程が整備されていないものや会計事務が適正でないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が施行されたことに気付かず旧単価にて算定したため過徴収が生じた。納入義務者に説明し過徴収分については、返戻の手続を行った。</p> <p>② センター親和会、入所児童預かり金の会計事務取扱規程の中で出納責任者の権限（口座管理、出納責任者の職位）に不備が見られたので、それぞれ所要の改正を行った。</p> <p>また、公衆電話料金の通帳管理を総務課長に改めた。</p>	<p>(21) 観光推進課</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 新魅力創出！みやざき観光地づくり支援事業補助金について、交付決定事務が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>② 観光振興応援事業委託について、事業が一部実施されていないにもかかわらず、契約書に規定された変更承認手続が行われていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>③ 旅行業更新登録について、申請書受理時に証紙の消印が押されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 市町村等の各申請団体に速やかな交付申請書の提出を指導するとともに、職員に対し、速やかな交付決定事務と適正な執行管理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>② ヒアリング等を通じて事業計画の変更等が生じるときは速やかに協議し、変更手続等の必要な事務処理を行うよう</p>
<p>(18) 山村・木材振興課</p> <p>【監査の結果】</p> <p>宮崎県森林整備加速化・林業再生事業補助金について、実績報告書の提出後に概算払がなされるなど支出事務が適切でないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>今後は、交付決定事務に係る進捗状況表を作成した上で、交付決定から額の確定までの進捗状況の管理を徹底し、適切な事務処理に努めることとした。</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>① 新魅力創出！みやざき観光地づくり支援事業補助金について、交付決定事務が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>② 観光振興応援事業委託について、事業が一部実施されていないにもかかわらず、契約書に規定された変更承認手続が行われていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）</p> <p>③ 旅行業更新登録について、申請書受理時に証紙の消印が押されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 市町村等の各申請団体に速やかな交付申請書の提出を指導するとともに、職員に対し、速やかな交付決定事務と適正な執行管理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>② ヒアリング等を通じて事業計画の変更等が生じるときは速やかに協議し、変更手続等の必要な事務処理を行うよう</p>

改善する。

- ③ 宮崎県収入証紙施行規則等に基づき、申請書類を受理したときに証紙に消印を押印することを徹底するとともに、事務分掌にて消印担当職員を指定するなど改善措置を講じた。

② 工業技術センター

【監査の結果】

複写サービスに係る契約について、競争入札によるべきものを、見積りによる随意契約を締結していた。

また、予定価格調書が作成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

契約事務については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

③ 農政企画課

【監査の結果】

- ① みやざきブランド推進対策事業費補助金について、交付決定事務が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

- ② 公用車に係る自動車重量税について、前渡資金の精算手続が遅れていた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 事前の事業計画の協議・精査を十分に実施し、交付決定事務を速やかに行うとともに、新たに事業担当及び総務担当で、交付決定から額の確定までの進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努めることとした。

- ② 事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、公金を取り扱っているということを再認識し、再発防止に努める。

④ 地域農業推進課

【監査の結果】

みやざき発・業務用農産物生産拡大事業補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今後は、補助金交付決定事務に係る進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。

⑤ 宮農支援課

【監査の結果】

- ① 農業改良資金について、財務規則に定められた滞納整理票が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

- ② 目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦事業費補助金について、交付決定事務が大幅に遅れていた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

- ① これまで償還金に係る滞納整理については、宮崎県農業改良資金償還指導等事務処理要領に基づき、独自に定めた農業改良資金延滞者個票を整備するとともに、別途契約している全国農業改良普及支援協会との契約に基づく貸付台帳の修正報告の作業により管理を行ってきた。

しかし、今回指摘のあったように財務規則第48条に定める滞納整理票については整備が不十分であったことから、これまでの農業改良資金延滞者個票に基づき、改めて滞納整理票を作成し備え付けた。

- ② 交付決定事務の遅延については、申請内容の精査等に期間を要したものである。

今後は交付決定事務に係る進捗状況表を作成した上で、交付決定から額の確定までの進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう体制を整備し、適正な事務処理に努めることとした。

⑥ 水産政策課

【監査の結果】

うなぎ稚魚取扱者更新登録等について、申請書受理時に証紙の消印が押されていないなど証紙収納事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今後は、収入証紙条例施行規則に基づき、申請書を受理したときに証紙に消印を押すなど適正な事務処理を行うとともに、消印後は担当リーダーが確認することとした。

⑦ 西諸県農林振興局

【監査の結果】

- ① ひなもり台県民ふれあいの森地内の立木処分について、納入通知書によるべきところを現金払込書により収納されていた。留意を要する。（指摘事項）

- ② 米需給システム体制強化支援事業補助金について、事業内容変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）

- ③ 平成21年度ふるさと農道緊急整備事業三の宮八所地区1工区について、工事完成後に変更契約を締結していた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

- ① 納入通知書と現金払込書による収入の区別について、職員への周知徹底を図った。

今後は、職員の収入事務についての知識をより深めるとともに、調定の決裁を行う際の会計職員によるチェックを確実にすることにより、財務規則に基づいた適正な事務処理に努める。

- ② 事業実施主体に対し、事業内容を十分に確認するとともに

に、補助金交付要綱に基づく事務手続並びに申請書類の作成方法など適正な事務処理が図られるよう指導した。

今後、補助金交付事務に際しては、こうした事態が発生しないように慎重に審査し、適正な事務処理に努める。

- ③ 今後は、契約担当と工事担当との連携を密にしながら、チェック体制の強化を図るとともに進行管理と関係書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

028 児湯農林振興局

【監査の結果】

- ① 臨時的任用職員の賃金について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ② 準公金について、収入調書による処理や決算・監査を行っていないなど、会計事務が適正でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 過払いとなった経費については、返還手続を行った。
今後、臨時的任用職員の年次休暇承認に当たっては、このような誤りが生じないよう、有給・欠勤(無給)の別等の確認及び出勤簿への整理を、担当者及び担当リーダー等の複数の職員により確認を行うこととした。
- ② 監査後直ちに、局で管理している全ての準公金について人事課通知に沿った規程及び様式の見直しを行った。
また、決算・監査が行われていなかった準公金について決算監査を行った。
今後は規定どおりの取扱いを行うよう局内での体制強化を図る。

029 水産試験場

【監査の結果】

物品の管理について、リース契約終了に伴い譲渡された物品の受入手続が行われていなかった。
また、亡失損傷報告書を提出していないものがあつた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

規定に従い、譲渡された物品については寄贈物品として受入れ処理を行い、また、亡失損傷報告書未提出分について速やかに報告書を提出した。
今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

030 都城家畜保健衛生所

【監査の結果】

- ① 旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ② 家畜伝染病予防事務費交付金について、交付決定の時期を誤っていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 直ちに雜入調定を行い、返納した。

今後は、チェック体制の強化を図るとともに、職員の旅費に関する条例及びその運用通知等に基づき、適正な事務処理に努める。

- ② 交付金の交付決定については、本来、3月31日で決定すべきであったが、時期を誤っていた。

今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正に行っていくよう努める。

031 畜産試験場

【監査の結果】

「宮崎牛効率的生産技術確立試験における試験牛の栄養特性に関する研究」委託について、研究期間終了後に概算払がなされており、支出事務が適切でなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

研究委託を担当する事業部門と支出事務を担当する管理部門との連携が円滑に行われなかったことにより、支払時期が遅延したものである。
今後は、各担当部局の連携を密にし、契約締結後において速やかに概算払い請求書を提出させるなど適正な事務処理に努める。

032 高岡土木事務所

【監査の結果】

- ① 緊急時、休日等における道路の巡回パトロール及び応急維持工事業務に係る委託について、契約印とは異なる印の請求書に基づき支払を行っていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 河川法に基づく工作物の新築等の許可について、着手届及び完了届のないものが散見され、検査も実施されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ③ 夜間勤務手当について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今後は、契約書と請求書等の支払に係る書類の内容について複数の職員で確認を行い、チェック体制を強化し、再発防止に努める。
- ② 着手届及び完了届が未提出となっている申請者については、文書や電話等による督促に努めている。
今後、新たな申請があつた場合は、着手届や完了届の提出指導を行うとともに、完了検査を適正に実施する。
- ③ 支給不足分については、速やかに事務処理を行い支給した。
今後は、夜間勤務実績について複数の職員で確認を行い、適正な支給に努める。

033 日向土木事務所

【監査の結果】

- ① 情報開示請求に伴う収納金について、指定金融機関への

<p>払込みの遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p>	<p>、適正な事務処理に努めることとした。</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>① 今後は、平成21年5月1日付け 295-1025総務部長、会計管理者通知の「直接収納に係る収納金の指定金融機関等への払込みについて(通知)」に従い、適正な処理に努めることとした。</p> <p>② 滞納初期段階からの臨戸訪問等をはじめ、早めの督促や滞納理由の確認などを行い、その中で、病気等の滞納者については、福祉部局等との連携を図るなど、きめ細かな納付指導を実施していくこととした。</p> <p>併せて、連帯保証人に対しても早めの納付協力依頼を行うとともに、長期滞納者については明渡請求等の法的手続を進め、収入未済額の圧縮に努めることとした。</p>	<p>③6 油津港湾事務所</p> <p>【監査の結果】</p> <p>物件等調査業務委託について、検査員が調査職員を兼務していた。</p> <p>また、検査の時期が遅れていた。留意を要する。(注意事項)</p>
<p>③4 延岡土木事務所</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>今後は、提出書類・確認事項についてのチェックリストを作成し、適正な事務処理を図るとともに、検査時期の遅れを防止するため、進行管理を徹底することとした。</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>① 蛇谷川排水ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託について、委託期間終了前に最終回の委託料を支払っていた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② 臨時的任用職員の賃金について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>③7 財務福利課</p> <p>【監査の結果】</p> <p>育英資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>① 定期報告内容の検収により支払処理を行っていたものであり、今後は、契約内容を十分に把握し、適正な事務処理に努める。</p> <p>② 過払いの賃金については、戻入手続を行い、県へ返納した。</p> <p>今後は、出勤簿、休暇処理簿など関係書類の精査及び関係機関との連携を強化し、適正な支給に努める。</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>収入未済額増加の主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、不況に伴う未就労・収入減等による返還遅滞及び返還意識の希薄化によるものである。</p> <p>滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、文書・電話・直接訪問による催告をこれまで以上に繰り返し行うとともに、募集採用の段階で、説明会やホームページ等において返還金が奨学金の貴重な財源となっていることを説明するなど、返還義務の周知を図り、新たな滞納の発生防止を図っていくこととする。</p>
<p>③5 中部港湾事務所</p>	<p>③8 南部教育事務所</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>① 臨時的任用職員の賃金について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>② 旅費について、バック旅行を利用する場合の調整誤りにより、支給額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>情報開示請求に伴う収納金について、指定金融機関への払込みの遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>① 賃金の過払いについては、平成23年6月16日に該当職員の戻入を完了した。</p> <p>今後は、出勤簿等のチェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>② 旅費の不足分については、平成23年6月26日に該当職員へ支給した。</p> <p>今後、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>本件は、月曜日から金曜日までの収納金が1万円に達しなくても、金曜日には全額を指定金融機関に払い込むべきものであったが、翌週の払込みとなったものである。</p> <p>今後は、収納があった場合は、金庫内の収納金の保管状況を関係職員で確認を行い、適正な日に指定金融機関に払い込むこととした。</p>
	<p>③9 教育研修センター</p> <p>【監査の結果】</p> <p>清掃業務委託について、契約書に定められた作業員の変更報告が行われていないなど、契約業務実施に当たっての書類提出が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p>

本件は、当該委託業務の実施に当たって、契約書に定められた作業員の変更報告が行われていなかったものや清掃実施計画書等の提出書類に不備があったものである。

今後は、受託業者に適切な書類提出を求めるとともに、提出書類や作業状況の確認を徹底することとした。

40 宮崎工業高等学校

【監査の結果】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担共済掛金の徴収時期を誤るなど、徴収事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、現金徴収を行う保護者負担分を未納防止のため調定日以前に請求・徴収した後、私費会計の通帳で保管し、調定日以降に指定金融機関にまとめて納付していたものである。

今後は、保護者負担共済掛金については、調定後の請求・徴収を厳守するとともに、徴収した現金は、直ちに指定金融機関へ払い込むなど、適正な会計処理に努めることとする。

41 宮崎商業高等学校

【監査の結果】

学校徴収金等の準公金について、会計事務処理規程が整備されていないものや支出事務が適正でないものなどが散見された。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、整備しなければならない会計事務処理規程を、複数の会計において整備していなかったものや、課外講座費会計において、課外講座活動に直接関係ない消耗品を購入するなど、会計の趣旨に沿わない支出を行ったものである。

会計事務処理規程については、本校で管理する全ての準公金について整備した。

また、支出事務については、会計の趣旨に沿った支出を行うとともに、全ての準公金について宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努める。

42 宮崎海洋高等学校

【監査の結果】

公用車の車検整備について、請求書の余白に検査済の表示及び検査員の記名押印がないものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、支払時に書類を十分に確認しなかったことが原因であった。

今後は、適切な事務処理を徹底するため、チェック体制を整備するなど確認体制の強化を図っていく。

43 日南振徳高等学校

【監査の結果】

① 団体徴収金等の準公金について、予算に計上されていない支出を行うなど、会計事務が適正でないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

② テニス・サッカーコート照明灯の設置について、教育財産の目的外使用許可の手续が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 本件は、テニス・サッカーコート照明灯の設置に当たり、照明器具を追加設置するため、当初予算計上されていた会計以外の複数の団体徴収金等から支出していたものである。

今後は、公金のみならず準公金においても計画的な予算執行を図るとともに、準公金については宮崎県教育委員会準公金等取扱規程に基づく厳正な管理及び取扱いに努めることとする。

② 本件は、平成22年度末に団体徴収金等の予算執行によりテニスコート及びサッカーコートに照明灯を設置する際、設置者であるPTAへ教育財産使用許可申請書を提出するよう指導を行い目的外使用許可の手续を行うべきであったが、手続を失念していたものである。

なお、設置した照明灯の目的外使用許可については、直ちに手続を行った。

今後は、関係規則等に基づく適正な処理に努めるとともに、学校内のチェック体制の強化を図ることとする。

44 都城工業高等学校

【監査の結果】

地下埋設物に係る財産貸付料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、普通財産貸付に係る貸付料について、算定の根拠となる道路占用料徴収条例の改正を確認せずに調定を行い、過徴収となっていたものである。

直ちに減額調定を行い過納金は借受者に返還を行ったが、今後は貸付料算定の根拠の確認を徹底しチェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理に努める。

45 小林秀峰高等学校

【監査の結果】

① 空調機器取付工事について、工事請負契約書に基づく契約の保証が付されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託について、収集運搬の許可のみの者と処分業務を含めた契約を行うなど、契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

③ 一般廃棄物収集運搬業務委託について、請求書の余白に

検査済の表示及び検査員の記名押印がないものがあった。
留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 本件は、工事請負契約の締結と同時に、宮崎県工事請負契約約款に基づき契約の保証を付すべきものであったにもかかわらず、財務規則の規定を誤って適用し、契約の保証を免除としていたものである。

今後は、宮崎県工事請負契約約款に基づく適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図るとともに、担当職員だけでなく他の職員を含めた複数職員によるチェック体制の強化に努めることとした。

- ② 本件は、産業廃棄物の処分を業者に委託するため、見積を依頼した際、見積依頼業者の有する許可内容について十分な確認を行わないまま契約を締結していたものである。

今後は、見積依頼業者を選定する際に、業者が有する許可内容を十分確認した上で見積・契約を行い、契約事務の適正化を図ることとする。

- ③ 本件は、支払時に書類を十分に確認せず執行したことが原因であった。

今後は、さらに財務規則等の習熟に努めるとともに、複数の職員で確認を行い、適正な事務処理に努める。

(46) 延岡わかあゆ支援学校

【監査の結果】

通勤手当について、通勤実績があるにもかかわらず支給されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、月の途中で長期研修が終了した職員の当該月の通勤手当について、確認不足により、支給がなされていなかったものである。

監査指摘後、速やかに当該月の手当額の追給手続を行った。

今後は、給与支給に係るチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

(47) 企業局

【監査の結果】

- ① PCB廃棄物収集運搬業務委託について、入札保証金の額を誤っていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 松尾ダム線外3箇所支障木枝打ち外業務委託について、業務完了後に変更契約を締結していた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 発電所の浄化槽等管理業務委託について、契約書に積算金額を明示した設計書が添付されていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 入札事務の執行に当たっては、新たに点検項目表による確認の徹底を行うこととし、今後このような誤りが生じないよう、適正な入札事務の執行に努めることとした。
- ② 全職員に関係書類のチェック強化について周知を図ると

ともに契約担当と工事担当との連携を密にし、進行管理を徹底することで適正な事務処理を行うこととした。

- ③ 契約書受理時に契約書類の内容チェックを契約及び業務担当の双方で行うこととした。

(48) 宮崎病院

【監査の結果】

- ① 過年度医療費の自己負担分について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- ② 非常勤職員の報酬について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 通勤手当について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 放射性同位元素使用施設点検業務委託について、契約書に委託業務の具体的な内容等が定められていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 入院・外来の医事課担当職員と未収金徴収員が連携して、電話連絡、督促状・催告状の送付、臨戸訪問等を行い、未収金の回収に努めている。

また、未収金の発生を防止するため、医療費の支払いに不安がある者に対して、医療相談員による相談や公費負担の医療制度等の事前説明を徹底した。

今後も収入促進に努め、収入未済額の圧縮を図ってまいりたい。

- ② 年次有給休暇が取得日数の算定誤りにより取得超過となっていたため、超過分を欠勤へ振り替えるとともに、過払いとなった報酬の戻入処理を行った。

今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。

- ③ 過払いとなっていた通勤手当については、内容確認後、速やかに戻入処理を行った。

今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。

- ④ 契約書に業務内容の具体的な記載がなかったため、仕様書を作成した。

今後、契約の際は契約書の記載内容について十分注意し、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(49) 日南病院

【監査の結果】

- ① 旅費について、パック料金を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ② 職員へ貸与する被服の購入について、10万円以上の契約であるにもかかわらず一人からしか見積書を徴していなかった。留意を要する。(注意事項)
- ③ 医療廃棄物等処理委託について、入札額に100分の5に相当する金額を加算せずに契約していた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 支給不足となっていた旅費については、平成23年5月31

日に追給手続を行い処理した。

今後は、このようなことのないように、複数の職員によるチェックを行うことにより、内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めてまいりたい。

- ② 今回の注意事項は、被服費のうちナースシューズの購入について10万円以上の契約であり二人以上から見積書をとらなければならなかったが、他所の契約状況を参考にしたため、一人からしか見積書を徴収していなかったものである。

今後は、担当者間で十分にチェックを行い、財務規程に則った適正な事務執行に努めてまいりたい。

- ③ 今回の注意事項は、医療廃棄物等処理委託契約について、入札書に記載されていた金額をそのまま契約金額として、契約したものである。

今後は、入札書に記載された金額に 100分の 5 に相当する金額を加算した金額で契約を締結し、契約内容についても担当者間で十分にチェックを行い、適正な事務執行に努めてまいりたい。

50 延岡病院

【監査の結果】

- ① 扶養手当について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 被服の貸与について、職員の被服貸与規則に定められた被服貸与簿等が作成されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ③ 歯科技工業務委託について、契約書が適正に作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今回の指摘は、扶養手当減額認定時期の誤りにより過払いとなっていたものである。
指摘後、速やかに戻入手続を行い、7月21日に処理を完了した。
今後、このようなことがないように十分な確認を行い、適正な事務処理に努めてまいりたい。
- ② 今後は、病院事業職員被服貸与規程に基づいた被服貸与簿等を必ず作成することとした。
今後、このようなことがないように十分な確認を行い、適正な事務処理に努めてまいりたい。
- ③ 今後の契約書の作成においては、契約に必要な内容が記載されているかを十分確認するとともに、病院局財務規程等に基づく適正な作成を行うよう改善した。
今後、このようなことがないように十分な確認を行い、適正な事務処理に努めてまいりたい。